

第1 富士・東部保健福祉事務所の概要

1 はじめに

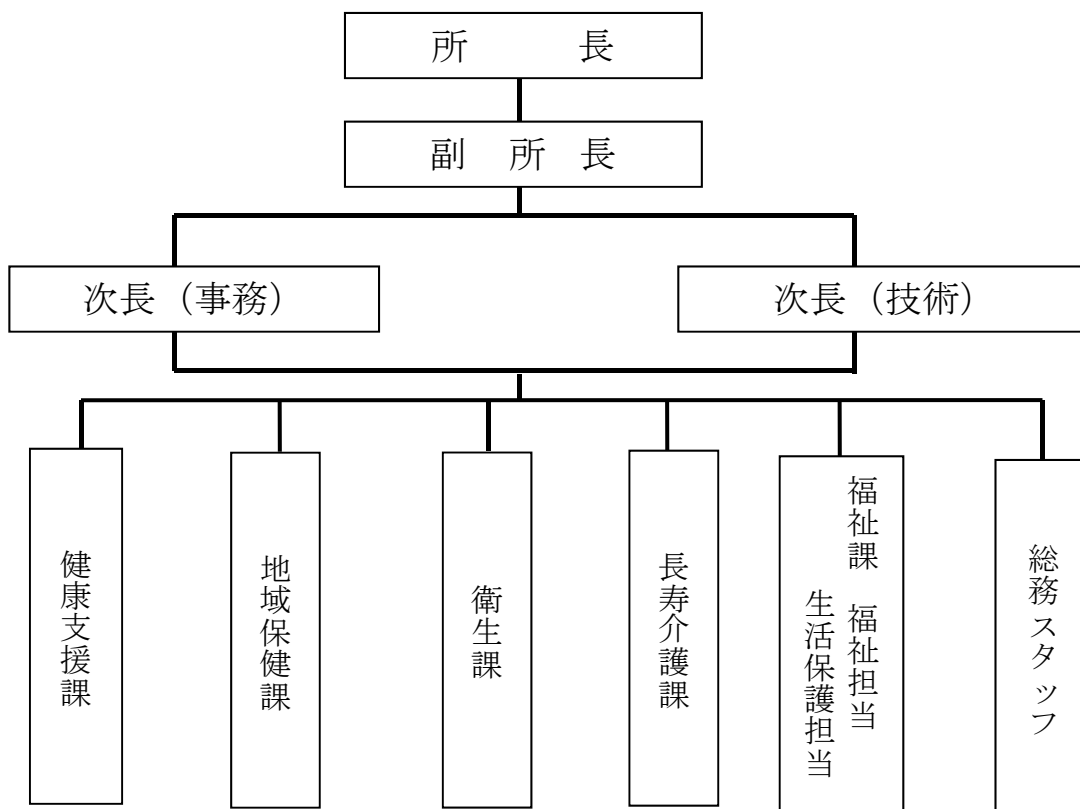
平成18年4月1日に、県組織の再編に伴い富士北麓・東部健康福祉部と大月保健所及び吉田保健所を統合し、富士吉田市に富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）を設置した。地域住民に対する保健・医療・福祉業務の一体的な推進を図ることを業務としている。

管轄区域は、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市及び南都留郡道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、北都留郡小菅村、丹波山村の4市2町6村である。当地域は、富士山北麓及び桂川流域を中心とした県東部に位置しており、管内面積は約1,309km²で全県の29.3%を占めている。また、森林が全面積の8割を占める山間地帯であり、隣接する東京都や神奈川県の水源地域になっている。管内の人口は令和4年4月1日現在、173,288人（前年比△1,894人）であり、県全体における割合は21.3%を占めているが、依然として減少傾向にある。

交通網の充足により保健福祉事務所へのアクセスは比較的容易であるが、管轄区域が広範囲で、降雪等により交通状況が悪化することがあるため、県民サービス向上のために出張して相談業務等を行っている。

2 組織図

R4.4.1



3 職種別職員配置状況

(令和4年4月1日現在)

| 職業別 | 区別 | | 所長 | 副所長 保健所長 | 次長(事) | 次長(技) | 総務スタッフ | 福祉課 | 長寿介護課 | 衛生課 | 地域保健課 | 健康支援課 | 計 |
|------------|------|----|----|-------------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 事務職員 | 職員 | | | | | | | | | | | |
| 技 | 1 | | 1 | | | | 3(1) | 9(2) | 4 | 2(2) | 3(2) | 4(4) | 27(11) |
| 術 | | 1 | | | | | | 1(1) | | | 1(1) | | 3(2) |
| 職 | | | | | | | | | | 3 | | | 3 |
| 員 | | | | | | | | | | 5 | 4 | | 9 |
| | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | 1 | 4 | 8 |
| | | | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| | | | | | | | | | | | 2 | | 2 |
| | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 小計 | | 1 | | | 1 | | | 2(1) | 1 | 8 | 10(1) | 7 | 30(2) |
| 母子・父子自立支援員 | | | | | | | | 2(2) | | | | | 2(2) |
| 就労支援相談員 | | | | | | | | 1(1) | | | | | 1(1) |
| 合計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3(1) | 14(6) | 5 | 10(2) | 13(3) | 11(4) | 60(16) |

() は会計年度任用職員・特別非常勤職員で内数

4 庁舎の概要

(R4. 4. 1)

(1) 富士吉田合同庁舎

所在地 山梨県富士吉田市上吉田 1 - 2 - 5

建物延面積 9, 003. 87 m²

主な建物の構造 本館 鉄筋コンクリート造3階建

倉庫・車庫棟 鉄骨造2階建

主な建物の面積 本館 3, 306. 84 m²

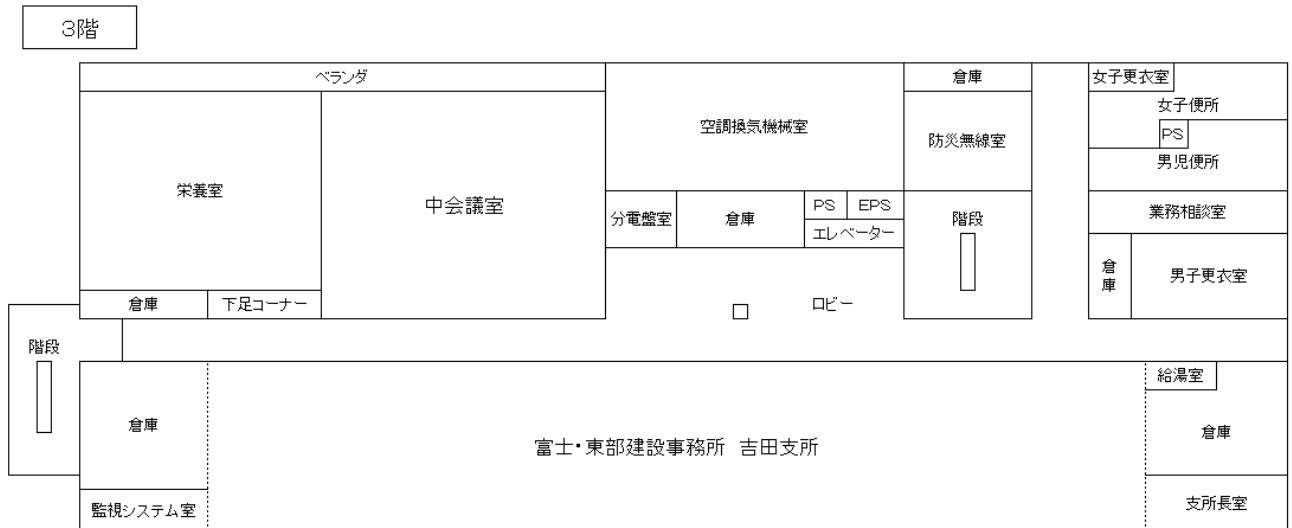
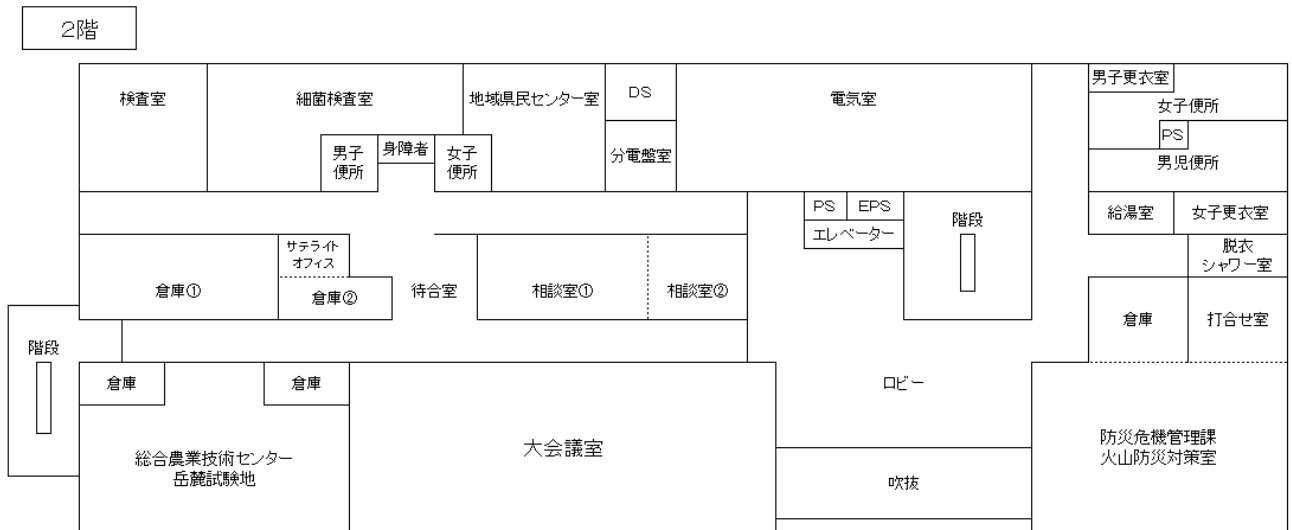
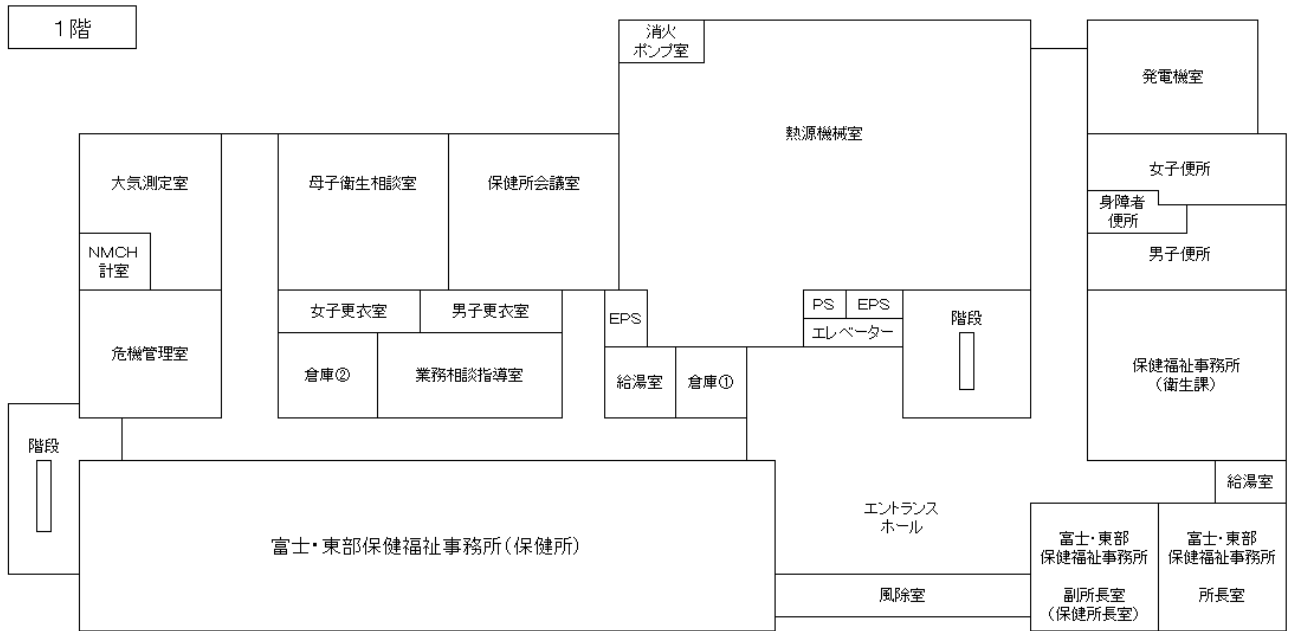
倉庫・車庫棟 390. 42 m²

(2) 富士・東部保健福祉事務所

| | | |
|-------------|--------|------------------------|
| 富士吉田合同庁舎 1階 | 所長室 | (31 m ²) |
| | 副所長室 | (31 m ²) |
| | 事務室 | (371 m ²) |
| | 母子衛生相談 | (37 m ²) |
| | 精神保健相談 | (42 m ²) |
| | 業務相談室 | (23 m ²) |
| 富士吉田合同庁舎 3階 | 栄養室 | (92 m ²) |

5 庁舎平面図

(R4.4.1)



6 業務分掌

(R4年度)

| | |
|--|---|
| 総務スタッフ | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同庁舎の管理 ・ 防火管理 ・ 予算経理事務 ・ 財産管理 ・ 公印の管理 ・ 会計年度任用職員、非常勤職員の任用・報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書管理 ・ 物品の調達、出納、保管、修繕、処分 ・ 給与、諸手当、旅費 ・ 共済組合及び互助会 |
| 福祉課 | |
| 福祉担当 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体、知的障害者に対する相談・指導 ・ 障害者自立支援協議会の支援 ・ 発達障害（児）支援 ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当の給付 ・ 身体障害者の介助用自動車購入費助成 ・ 在宅重度心身障害者への居室整備補助 ・ 身体・知的障害者の自動車燃料費助成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法及び災害時要援護者対策 ・ 公益法人社会福祉事業団体への助言・協力 ・ 保育所運営費に係る事務及び指導 ・ 母子生活支援施設等への入所関係 ・ 日赤山梨県支部南・北都留地区業務 |
| 生活保護担当 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人、行旅死亡人関係 |
| 長寿介護課 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉対策 ・ 市町村（保険者）等への支援及び助言 ・ 介護サービス事業者の指定、指導監査 ・ 高齢者虐待防止対策 ・ 地域包括ケアの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦傷病者及び遺族の援護並びに戦没者の慰霊 ・ 認知症高齢者対策 ・ 認知症高齢者の介護家族の支援 |
| 衛生課 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品営業施設の許可・監視・指導 ・ 食中毒の防止・監視・指導 ・ 狂犬病の予防、動物の愛護と適正飼養 ・ 献血の推進 ・ 生活衛生関係営業施設の許可・監視・指導（旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局等の許可・監視・指導、薬物乱用防止 ・ 生活関係施設の指導・検査（水道、プール等） |

| | |
|--|---|
| 地域保健課 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療監視・指導、医療従事者免許登録（医師、看護師等） ・医療機関等の開設・廃止・変更許可等 ・医療従事者・栄養士・調理師免許事務 ・富士・東部地域健医療推進委員会 ・予防接種等 ・結核対策（早期発見、治療、まん延防止対策等） | <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療 ・臓器移植、骨髄バンク ・人口動態統計及び各種衛生統計、各種調査 ・感染症、エイズ、肝炎対策 ・精神保健福祉 ・自殺対策 |
| 健康支援課 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・看護推進対策 ・健康づくり推進対策（健やか山梨 21 の推進） ・難病対策、小児慢性特定疾病対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健対策（健やか山梨 21 の推進） ・地域組織育成、支援 ・石綿（アスベスト）関係 |

7 沿革

(1) 大月保健所

| | |
|--------------|---|
| 昭和18年 3月30日 | 設置許可申請 |
| 昭和18年 7月27日 | 南都留郡谷村町権守一外5名所有の建物につき管理者 権守せつ と借家契約(3ヶ年) |
| 昭和18年 11月18日 | 県告示第398号をもって 同年11月20日下記のとおり保健所を設置 名 称：山梨県立谷村保健所 位 置：南都留郡谷村町上条159 担当地区：南都留郡・北都留郡 |
| 昭和19年 10月 1日 | 吉田保健所設置に伴い 担当地区を北都留郡及び南都留郡のうち、旧谷村町、壬生、盛里、宝、秋山村に変更 |
| 昭和21年 10月21日 | 谷村町により旧公益質屋(土地・建物)の寄付を受け、管内各町村をもって組織した援護会の寄付金等で内部を改造し、保健所を移すと共に山梨県細菌検査所谷村支部を併設して事務を開始 |
| 昭和23年 7月 1日 | 人口10万人を単位として担当区域変更 |
| 昭和23年 8月31日 | 山梨県細菌検査所谷村支所廃止(山梨県告示第337号)により業務及び設備接收 |
| 昭和25年 10月 1日 | 北都留郡大月町駒橋に新庁舎が完成し、谷村保健所の名称を大月保健所に改め10月20日に移転を完了 |
| 昭和29年 4月29日 | 都留市誕生に伴い、旧東桂村を担当地区に編入 |
| 昭和37年 5月 1日 | 機構改革により次長制が廃止され、総務課・衛生課の2課4係に変更 |
| 昭和43年 4月 1日 | 機構改革により、総務課・衛生課・保健予防課の3課6係に変更 |
| 昭和46年 4月 1日 | 機構改革により、管理職の次長を設置 大月市大月町花咲に新庁舎建設に着手 |
| 昭和47年 3月25日 | 大月市大月町花咲1625へ庁舎を移転 |
| 昭和48年 4月 1日 | 機構改革により総務課に試験検査係を設置 |
| 昭和49年 4月 1日 | 機構改革により保健婦室を設置し、総務課試験検査係を保健予防課へ移管、環境衛生係が環境衛生公害係に変更 |
| 昭和49年 9月25日 | 北都留合同庁舎敷地の合筆登記完了に伴い大月市大月町花咲1608-3に地番変更 |
| 昭和55年 4月 1日 | 機構改革により、係制の廃止 |
| 昭和58年 4月 1日 | 機構改革により、保健予防課を「地域保健課」に名称変更 |
| 昭和59年 4月 1日 | 機構改革により、保健婦室を「保健指導課」に名称変更 |
| 昭和62年 4月 1日 | 保健衛生幹(技)を設置 |
| 平成 3年 7月 | 庁舎に冷暖房完備 |
| 平成 4年 4月 1日 | 機構改革により、衛生課を「衛生・環境課」に名称変更 |
| 平成 9年 4月 1日 | 地域保健法全面施行 |
| 平成10年 4月 1日 | 福祉保健部再編により技術次長を新設、保健衛生幹を廃止 |
| 平成13年 4月 1日 | 組織機構の見直しにより、都留福祉事務所と統合され、富士北麓・東部地域振興局福祉部(大月保健所)となり、庁舎は大月保健所庁舎となる。 また、部長、副部長(保健所長)が置かれ、6課制(保健 |

| | |
|------------------|---|
| | 福祉企画課、長寿健康課、障害福祉課、家庭福祉課、衛生課、健康支援課)となる |
| 平成 16 年 4 月 1 日 | 組織機構の見直しにより、障害福祉課と家庭福祉課が一つの課に統合され、5 課制 (保健福祉企画課、長寿健康課、障害・家庭福祉課、衛生課、健康支援課)となる。 |
| 平成 18 年 3 月 31 日 | 組織再編により、富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部 (大月保健所)を廃止 |

(2) 吉田保健所

| | |
|------------------|---|
| 昭和 19 年 10 月 1 日 | 全国保健整備計画により、前吉田簡易保健健康相談所(南都留郡下吉田町 218)の建物を借家して業務を開始 |
| 昭和 19 年 11 月 7 日 | 所管区域は、南都留郡下吉田町、西桂、明見、福地、忍野、中野、船津、小立、勝山、大嵐、鳴沢、西浜、大石、河口の各市町村及び西八代郡上九一色村 精進・本栖とする。 |
| 昭和 21 年 8 月 1 日 | 庁舎(南都留郡下吉田 1541)を移転 |
| 昭和 23 年 5 月 | 道志村、東桂村を管轄区域へ編入 |
| 昭和 23 年 7 月 1 日 | 下吉田町下吉田 798 番地 (旧蚕糸取締所南都留支部)へ庁舎を移転 |
| 昭和 25 年 7 月 | 性病診療所を併設 |
| 昭和 25 年 12 月 5 日 | 南都留郡下吉田町下吉田 895-9 に庁舎を移転 |
| 昭和 28 年 11 月 1 日 | 優生保護相談所を併設 |
| 昭和 29 年 4 月 29 日 | 都留市制施行に伴い、東桂町が管轄を離れ、大月保健所へ移る |
| 昭和 43 年 1 月 1 日 | 県機構改革に伴い、保健予防課を設置 |
| 昭和 44 年 3 月 29 日 | 富士吉田市上吉田 848-1 に新庁舎起工 |
| 昭和 44 年 9 月 27 日 | 富士吉田市上吉田 848-1 の新庁舎に移転 |
| 昭和 45 年 4 月 1 日 | 衛生課環境衛生係を廃止し、新たに環境営業係と環境整備係を設置 |
| 昭和 46 年 4 月 1 日 | 次長制を導入 |
| 昭和 47 年 11 月 1 日 | 庁舎増築工事完成 |
| 昭和 48 年 1 月 28 日 | ボイラー室新設工事完成(暖房設備、受電施設、ボイラー室建築) |
| 昭和 48 年 4 月 1 日 | 総務課に試験検査係を新設 |
| 昭和 49 年 4 月 1 日 | 試験検査係が総務課から保健予防課へ移管され、保健予防課の普及係が廃止になり、新たに保健婦室を設置 |
| 昭和 55 年 4 月 1 日 | 機構改革により、係制を廃止 |
| 昭和 58 年 4 月 1 日 | 機構改革により、保健予防課が地域保健課に名称変更 |
| 昭和 63 年 | デイケアルーム改修工事完成 |
| 昭和 63 年 4 月 1 日 | 機構改革により、衛生課に食品衛生担当と環境衛生担当を設置 |
| 平成 4 年 4 月 1 日 | 機構改革により、衛生課の食品衛生担当、環境衛生公害担当が廃止され、環境課を設置し、総務課に総務医務担当を設置 |
| 平成 5 年 4 月 1 日 | 機構改革により、環境課が環境管理課に名称変更 |
| 平成 10 年 6 月 1 日 | 富士吉田市上吉田 1-2-5 の富士吉田合同庁舎に移転 |
| 平成 13 年 4 月 1 日 | 組織再編により 富士北麓・東部地域振興局 健康保健部 |

| | |
|------------------|--|
| | (吉田保健所)となる。 環境管理課が吉田林務環境部へ移管される。 |
| 平成 18 年 3 月 31 日 | 組織再編により、富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部 (吉田保健所)を廃止 |

(3) 富士・東部保健福祉事務所

| | |
|-----------------|--|
| 平成 18 年 4 月 1 日 | 旧富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部 (大月保健所、 吉田保健所)を統合し、富士・東部保健福祉事務所 (富 士・東部保健所)を設置 5 課制 (福祉課 (障害福祉担当、児童生保担当)、長寿介 護課、衛生課、地域保健課、健康支援課)となる。 住所：富士吉田市下吉田 1 - 2 - 5 (富士吉田合同庁舎内) |
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 機構改革により総務スタッフを設置 |
| 平成 27 年 4 月 1 日 | 機構改革により福祉課の 2 担当をそれぞれ生活保護担当、 福祉担当に名称変更 現在に至る |

3 管内市町村別面積・人口・世帯数

| 市町村 | 面積 (km ²) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 高齢者人口 (65歳以上) | 高齢化率 (%) |
|----------|--------------------------|-----------|------------|------------------|-------------|
| 富士吉田市 | 121.74 | 47,460 | 20,170 | 14,514 | 30.6 |
| 都留市 | 161.63 | 29,074 | 12,990 | 8,985 | 30.9 |
| 大月市 | 280.25 | 22,422 | 10,179 | 9,399 | 41.9 |
| 上野原市 | 170.57 | 22,219 | 10,042 | 8,434 | 38.0 |
| 道志村 | 79.68 | 1,581 | 615 | 632 | 40.0 |
| 西桂町 | 15.22 | 4,118 | 1,558 | 1,274 | 30.9 |
| 忍野村 | 25.05 | 9,665 | 4,068 | 1,967 | 20.4 |
| 山中湖村 | 53.05 | 5,792 | 2,461 | 1,900 | 32.8 |
| 鳴沢村 | 89.58 | 3,106 | 1,310 | 1,045 | 33.6 |
| 富士河口湖町 | 158.40 | 26,660 | 11,199 | 7,096 | 26.6 |
| 小菅村 | 52.78 | 666 | 331 | 307 | 46.1 |
| 丹波山村 | 101.30 | 525 | 299 | 245 | 46.7 |
| 管内計 | 1,309.25 | 173,288 | 75,222 | 55,798 | 32.2 |
| (市計) | 734.19 | 121,175 | 53,381 | 41,332 | 34.1 |
| (郡計) | 575.06 | 52,113 | 21,841 | 14,466 | 27.8 |
| (富士北麓地域) | 542.72 | 98,382 | 41,381 | 28,428 | 28.9 |
| (東部地域) | 766.53 | 74,906 | 33,841 | 27,370 | 36.5 |
| 県計 | 4465.27 | 812,633 | 367,225 | 253,395 | 31.2 |

(注)

1. 面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（令和4年1月1日時点）」による。
2. 人口・世帯数・高齢者人口・高齢化率：山梨県「令和4年度高齢者福祉基礎調査」による。